

## 令和5年第14回海津市教育委員会議事録

令和5年11月20日（月）午後1時30分より第14回海津市教育委員会が海津市役所西館2階 2-3会議室に招集され、会議を開催した。

会議の次第は次のとおりである。

### 1 本日の協議事項

(1) 議事録の承認

(2) 教育長の報告

(3) 協議事項

議案第88号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について

議案第89号 教育に関する事務に係る予算（令和5年度補正予算【第4号】）に対する意見について

議案第90号 海津市全国大会等出場補助金交付要領の一部を改正する告示について

議案第91号 要・準要保護者の認定について

議案第92号 専決処分の承認を求めることについて

議案第93号 専決処分の承認を求めることについて

議案第94号 専決処分の承認を求めることについて

(4) 追加日程

議案第95号 職員の処分等について

### 2 その他

3 本日の会議に出席した教育長及び教育委員は次のとおりである。

服部 公彦 ・ 曾根 理仁 ・ 伊藤 亮一 ・ 大津 由佳  
伊藤 嘉保

4 本日の会議に欠席した委員は次のとおりである。

なし

5 本日の会議に説明者として出席した者は次のとおりである。

事務局長

後藤 政樹

教育総務課長兼学校給食センター所長兼学校統合推進室長

後藤 英仁

学校教育課長兼教育研究所長

大坪 光

社会教育課長兼歴史民俗資料館長兼図書館長

徳永 宗哲

スポーツ課長

米山 一雄

総務部長

大橋 隆幸

秘書広報課長

奥村 孝司

6 本日の会議に書記として出席した者は次のとおりである。

教育総務課係長 山田 佐智子

発言者	内 容
教育長	<p>令和5年第14回海津市教育委員会を始めます。</p> <p>(1) 前回の議事録の承認をよろしくお願いします。</p> <p>(2) 教育長の報告を行います。</p> <p>10月後半からの報告をさせていただきます。</p> <p>教育総務課では、10月26日に海津町地内の小学校5年生交流会において海津小「校歌」発表会が高須小学校でございました。テレビ等で取り扱っていただきました。早速、今日から海津小学校の校歌を YouTube でも動画配信しております。27日に第3回教育振興基本計画策定委員会がございました。おおむね、案が出来上り、パブリックコメントを出させていただく予定です。11月10日に可児市で市町村教育委員会連合会研究総会がございました。皆さんにご参加いただきありがとうございました。本日、教育委員会でございます。</p> <p>学校教育課では、10月28日に下多度小学校150周年式典がございました。11月11日に、高須小、西江小、城山小で150周年式典がございました。10月31日には、海西小で市研究指定校発表会がございました。11月14日には、石津小学小で道徳の研究指定校発表会がございました。11月1日に岐阜聖徳学園大学との連携協力に関する協定更新の調印式がございました。</p> <p>社会教育課では、10月27日から29日まで文化展がございました。コロナ前は約1,400人の集客がございましたが、今回は、1,136人とおおむね集客が戻ってきたところがございます。11月4日に「二十歳の集い」がございました。今年度20歳を迎えられたのは369人でしたが、280人の方にご参加いただきました。16日には、酒田市とのオンラインでの交流がございました。19日に「海津に伝わる祭り」が海津市OCT文化センターでございましたので、参加いたしました。</p> <p>スポーツ課では、産業祭に合わせて10月28日にFC岐阜によるサッカー教室、29日にスポーツ推進委員による体力測定がございました。11月16日、17日に全国スポーツ推進委員研究協議会青森大会がございました。海津市のスポーツ推進委員2名が表彰されました。</p>

発言者	内 容
	<p>その他ということで、10月25日に治水神社「秋の大祭」がございました。28日に産業感謝祭がございました。11月3日に自治功労表彰式がございました。</p> <p>今後の予定です。11月25日に青少年育成市民大会がございました。28日に教育委員会表彰式、29日に教育委員会研修がございました。30日に海津小学校運営協議会設置委員会がございました。12月5日、6日と市議会一般質問がございました。26日が2学期終業式、29日から1月3日までが学校閉庁日となります。1月9日が始業式でございます。</p> <p>私からは、以上でございます。何か報告につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。</p>
全委員	よろしい。
教育長	議案第88号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について説明をお願いします。
教育総務課長 兼学校給食センター所長兼 学校統合推進室長	本日は、市長部局より総務部長と秘書広報課長にご出席いただいております。よろしく申し上げます。
秘書広報課長	＜海津市組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例について、海津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について別紙資料にて説明＞
総務部長	<p>教育委員会の所管事務でありました、社会教育の推進に関すること、文化芸術の振興に関すること、文化財の保護に関すること、スポーツの推進に関することにつきましては、市民生活部の中に位置づけております。教育総合会議でありました市長部局との連携等につきましては、規則で位置づけてまいります。今回は、まず条例を上げさせていただくということでご理解いただきたいと思っております。規則につきましては、今後、教育委員会の会議で私達が説明させていただくことになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。併せて事務分掌につきましても規則の方で制定していきますのでよろしく願いいたします。</p>
教育長	質疑はありませんか。
曾根委員	私の意見としては、文化財の保護に関することは外していただきたい。文化財保護条例の内容にふさわしくないのではない

発言者	内 容
	かと思えます。理由は、文化財の価値や内容について市長が最終的に単独で決裁していくものなのか、そこは非常に疑問に思いました。私の提案としては、これを外していただく代わりに教育委員会の総務課が事務を行うということです。文化財の保護に関することを外していただければ特に意見はございませんが、一度検討いただけないかと思えます。
総務部長	文化財の保護についても市長部局へという事で今回、条例に上げさせてもらっております。教育総合会議の時にも曾根委員から、文化財に関しては非常に重要なことであるというご意見がございました。今回、市長部局と教育委員会との連携に関して、教育委員会の意見を聞くという規則を制定して行く予定をしております。当然、スポーツに関して、社会教育全般に関しても密接な連携が必要であると考えております。ご理解いただきたいと思えます。
曾根委員	私は文化財に関しては、内部的な問題のレベルではないと思っております。他の教育委員会との連携や場合によっては、大学や専門機関との協議など、他の事と違ってじっくりと取り組む性質のものが多いため、市長部局との連携だけの問題ではなく本質的に違っていると理解します。したがって今回、この案に対して、私は賛成しかねます。
伊藤(亮)委員	文化財保護審議会は、継続していくのですか。
社会教育課長 兼歴史民俗資料館長兼図書館長	継続していきます。
大津委員	どこかの自治体を参考にされたのですか。
総務部長	地方行政の組織及び運営に関する法律においても市長部局で出来ると、ただし、条例で定めなくてはならないとあります。市長部局が所管することを法律で認められているということです。近隣では羽島市が市長部局に、岐阜県につきましても知事部局に移管されております。
伊藤(亮)委員	総合教育会議で、教育委員会に残すもの、市長部局に持っていくものを精査していただきたいと述べさせていただきましたが、社会教育課とスポーツ課の2課の業務をそのまま市長部局に持っていくだけでは、曾根委員のおっしゃるようなことが出てくるのだと思えます。

発言者	内 容
曾根委員	条文を読んでも他の図書館や歴史民俗資料館などと同レベルではないと思います。内部の連携を取ればよいというものではないと思います。文化財の仕事の事務量はどれだけあるのですか。
社会教育課長兼歴史民俗資料館長兼図書館長	現在、会計年度任用職員を含んで3名で行っております。文化財のことだけではありませんので、芸術文化や文化財保護など教育振興全般について行っております。
曾根委員	市長一人が引き受けるのは大変ではないのでしょうか。
社会教育課長兼歴史民俗資料館長兼図書館長	文化財として保護するという事になれば、今までは文化財保護審議会で審議され、教育委員会に上程しておりましたが、市長部局に移管されましたら、市長が決裁し指定されることになると思います。
総務部長	決裁の前には、教育委員会に意見をお聞きします。
曾根委員	意見をきくだけで、教育委員会に決定権がないということです。ですから私は、反対しております。
事務局長	7月の総合教育会議の時には、当初、社会教育・文化振興係とスポーツ推進係の2係しかございませんでした。その後、協議を重ねまして、曾根委員にご意見いただいたように文化財は大切であるということ、市長部局に要望し、今回、生涯学習係と文化係とスポーツ推進係ということで、新たに文化係を設けていただきました。補足でございますが、お手元に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋で、第23条と第29条というもの、その中に第23条第2項で「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」とあります。予定では、11月30日に議会が開会されます。その日付にて教育委員会の意見を書面で求められる予定です。それを受けて、本日の会議でご審議いただいた回答を、書面にて回答する予定でございます。また、総務産業建設委員会が12月に開かれ、そこで、教育委員会の意見を聴くということになった場合は、教育長なり私なりが出向くのか、また教育委員さんがお越しいただくかどうかは、今後、議会が決められると思います。まずは、書面で教育委員会に意見を求められるということで、答えは一つだと思っておりますので最終的にその答えを持って回答にしたいと思っております。

発言者	内 容
曾根委員	条例の文面は、羽島市などと一緒にですか。
総務部長	基本的には、変わらないと思います。条例でどこまでうたうかという問題になると思いますが、基本的に国や県の準則をもとに作っております。今後、教育委員会と連携するため規則を制定してまいります。
曾根委員	条例の中に、教育委員会の機能を入れていただきたい。
総務部長	意見を聞こうと思いますと、判断する情報も必要になりますので、規則の中に盛り込んでいきたいと思っております。
曾根委員	でも、意見を聞くだけですよね。
総務部長	基本的には、教育委員会と市長の関係にあると思いますが、法律が改正される前は、教育委員会は独立した位置づけでしたが、改正後は、市長があつて教育委員会があるといった位置づけであることをご理解していただきたいと思います。
教育長	その他、よろしかったでしょうか。
伊藤(亮)委員	職員の定数条例ですが、教育委員会が15名とありますが、現在の教育総務課と学校教育課とあわせて何名ですか。
事務局長	現状は13名です。
伊藤(亮)委員	職員が減っていないということですね。
事務局長	そのとおりです。 最終的に、教育委員会の回答ですが、そういった意見もあつた。ただ、おおむね、ご理解いただいたというように回答してよろしいかという事です。
伊藤(亮)委員	文化財の保護に関することについては、異議があつたことは意見としてどうですか。
事務局長	承知しました。
曾根委員	市長だけの権限にするということは、問題だと思っています。市長が最終決定するという事は、教育委員会の意見が反対であるのに決定した場合、どのように説明するのでしょうか。文化財の指定や廃止の決定が教育委員会にないというのは、問題だと思っています。
伊藤(亮)委員	異議なし。ただし、文化財の保護に関することについて市長部局に移管されることについては、一部異議ありとしてはどうですか。
教育長	それでは、次のとおりとしてよろしいですか。「異議はありません。ただし、文化財の保護に関する事務について、今後とも教

発言者	内 容
	育委員会と連携して事業を行うよう付言します。」ということによろしいでしょうか。
全委員	よろしい。
教育長	議案第 89 号 教育に関する事務に係る予算（令和 5 年度補正予算【第 4 号】）について説明をお願いします。
教育総務課長 兼学校給食センター所長兼 学校統合推進室長	<p>&lt;別紙資料にて説明&gt;</p> <p>【歳出】教育総務課 中学校管理事業 委託料 6,035 千円の増（城南中トイレ改修設計委託業務 3,065 千円の増、平田中バリアフリー化改修設計委託業務 2,970 千円の増）</p> <p>工事請負費 6,160 千円の増（平田中特別支援学級の増加に伴う教室改修工事）</p> <p>スポーツ課 体育施設管理事業 工事請負費 3,190 千円の増（体育施設修繕工事）</p> <p>歳出補正額合計 15,385 千円</p>
教育長	質疑はありませんか。
伊藤（亮）委員	城南中のトイレは何か所予定していますか。
教育総務課長 兼学校給食センター所長兼 学校統合推進室長	女子トイレが 12 か所、男子トイレが 3 か所の合計 15 か所になります。
伊藤（亮）委員	工事は、令和 6 年度になると思いますが、合併特例債は使えるのですか。
教育総務課長 兼学校給食センター所長兼 学校統合推進室長	財政部局より、合併特例債は令和 6 年度まで使えると聞いております。
伊藤（亮）委員	15 か所洋式にしたら城南中のトイレの洋式化率は、100%になるのですか。
教育総務課長 兼学校給食センター所長兼 学校統合推進室長	校舎の洋式化率は、100%になります。
伊藤（亮）委員	特別支援学級の定員は何人ですか。
教育総務課長	8 人です。

発言者	内 容
兼学校給食センター所長兼学校統合推進室長	
伊藤(亮)委員	体育施設の照明の球切れは、何か所ありますか。
スポーツ課長	3か所です。平田グラウンド、南濃グラウンド、平田テニスコートです。平田グラウンド、平田テニスコートはそれぞれ2個。南濃グラウンドは12個です。
伊藤(亮)委員	照明柱鳥の巣撤去ですが、東江小、大江小、西江小は廃校になりますが、必要ですか。
スポーツ課長	体育施設は、閉校になっても使用しますので撤去いたします。
伊藤(嘉)委員	平田中学校が、バリアフリー化を進めていますが、海津小学校については、バリアフリーになっていますか。
教育総務課長兼学校給食センター所長兼学校統合推進室長	バリアフリーとなっております。エレベーターがございまして、トイレも改修しております。
教育長	議案第89号 教育に関する事務に係る予算（令和5年度補正予算【第4号】）について異議なしということによろしいでしょうか。
全委員	よろしい。
教育長	議案第89号 教育に関する事務に係る予算（令和5年度補正予算【第4号】）について異議なしということで報告します。 議案第90号 海津市全国大会等出場補助金交付要領の一部を改正する告示について説明をお願いします。
スポーツ課長	<海津市全国大会等出場補助金交付要領の一部を改正する告示について別紙資料にて説明>
教育長	質疑はありませんか。
曾根委員	団体であっても市内に住所を有する構成員に限るということですね。
スポーツ課長	そのとおりでございます。
伊藤(亮)委員	全国大会等とありますが、全国大会以外こういった大会が想定されますか。
スポーツ課長	全国大会以上の大会、例えば世界大会や、世界選手権等が想定されます。補助金の限度額が50万円となっております。

発言者	内 容
伊藤(亮)委員	燃料費の実費はどのように確認するのですか。
スポーツ課長	給油した明細を確認させていただきます。
伊藤(亮)委員	距離数に応じて出されてはどのようにでしょうか。
スポーツ課長	距離数に応じた場合、遠方に行った時は、燃料費よりはるかに高くなる場合があります。
教育長	議案第90号 海津市全国大会等出場補助金交付要領の一部を改正する告示について承認いただけますでしょうか。
全委員	よろしい。
教育長	議案第90号 海津市全国大会等出場補助金交付要領の一部を改正する告示について承認します。 議案第91号 要・準要保護の認定について説明をお願いします。
学校教育課長 兼教育研究所長	<要・準要保護の認定について別紙資料にて説明>
教育長	質疑はありますか。
全委員	ありません。
教育長	議案第91号 要・準要保護の認定について承認いただけますでしょうか。
全委員	よろしい。
教育長	議案第91号 要・準要保護の認定について承認します。 議案第92号 専決処分の承認を求めることについて説明をお願いします。
学校教育課長 兼教育研究所長	<区域外就学の承認について別紙資料にて説明>
教育長	質疑はありますか。
全委員	ありません。
教育長	議案第92号 専決処分の承認を求めることについて承認いただけますでしょうか。
全委員	よろしい。
教育長	議案第92号 専決処分の承認を求めることについて承認します。 議案第93号 専決処分の承認を求めることについて説明をお願いします。

発言者	内 容
学校教育課長 兼教育研究所 長	<区域外就学の承認について別紙資料にて説明>
教育長	質疑はありませんか。
全委員	ありません。
教育長	議案第93号 専決処分の承認を求めることについて承認いただけますでしょうか。
全委員	よろしい。
教育長	議案第93号 専決処分の承認を求めることについて承認します。 議案第94号 専決処分の承認を求めることについて説明をお願いします。
学校教育課長 兼教育研究所 長	<区域外就学の承認について別紙資料にて説明>
教育長	質疑はありませんか。
全委員	ありません。
教育長	議案第94号 専決処分の承認を求めることについて承認いただけますでしょうか。
全委員	よろしい。
	事務局職員退席
教育長	(4) 追加日程 議案第95号 職員の処分等については秘密会とします。
教育長	審議 以上、本日の日程をすべて終了しましたので閉会します。
	<b>【閉会 午後3時30分】</b>